

税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室[®]〕法人税その38

保険金等で取得した 固定資産等の圧縮記帳

Q 会社の倉庫が全焼し、建物および保管していた商品を焼失しました。保険会社から建物と商品にかかる保険金とともに臨時費用保険金の支払いを受けましたが、この保険金で倉庫を新築することにして、圧縮記帳を行う場合、受け取った保険金の全額が圧縮記帳の対象になるのでしょうか？

また、火災により焼失した建物について、取り壊しのための費用や廃材の処分費用が発生していますが、これらの費用は圧縮記帳をする場合、どのように取り扱われるのでしょうか？

A 圧縮記帳は税法独自の制度で、補助金や交換等で取得した資産の取得価額をその受贈益や譲渡益等に相当する額だけ減額し、その減額した部分を損金の額に算入することにより、一時的に課税利益を生じさせない、すなわち課税の繰延べを図る処理をいいます。

法人が支払いを受ける保険金および共済金が圧縮記帳の対象になるのは、固定資産の滅失、または損壊により、その焼失または損壊のあった日から3年以内に支払いの確定した保険金、共済金などで、その支払いを受けた事業年度等において、その保険金、共済金などをもって、その滅失をした所有固定資産と同一種類の固定資産を取得するか、損壊を受けた所有固定資産や代替資産となるべき資産の改良をした場合とされています。したがって、建物の焼失にかかる保険金は圧縮記帳の対象になると考えられます。

しかし、商品、製品などの棚卸資産は、これを販売することにより収益を上げる目的で保有しているので、火災保険の受取による収益の発生も、販売による収益の発生も本質的に差はなく、圧縮記帳の対象にはなりません。

また、臨時費用保険金も、火災に伴って発生

する諸経費に充当するために支払われる保険金ですから、圧縮記帳の対象になりません。

なお、受け取った保険金と帳簿価額および支出費用との差額である保険差益を計算する場合、焼失した建物の取り壊し費用や廃材の処分費用などの経費は、受け取った保険金の額から控除することとされています。

但し、臨時費用保険金の支払いを受ける場合には、滅失などにより支出した経費の額から、臨時費用保険金を控除した残額（差し引く臨時費用保険金の方が大きい場合は0とします）を保険金額から控除すべき支出経費の額として取り扱います。

保険差益 = 保険金 - 損失額(帳簿価額) - 支出した経費

$$\text{圧縮限度額} = \frac{\text{保険差益} \times \frac{\text{代替建物など(資産)に使った保険金(分母の金額が限度)}}{\text{保険金などの額} - \text{支出した経費}}{\text{差益}}$$

支出した経費は建物の取壊し費用、取片付け費用、消防費などの当該固定資産の滅失などに関連した経費を含むが、類焼者に対する賠償金、ケガ人への見舞金、弔慰金、などの直接関連しない経費は含まない。

再取得建物の帳簿価額 = 再取得建物の金額 - 圧縮額

(参考) 整理費用が確定していない場合

圧縮限度額の計算をする場合、まだ焼跡の整理に着手していない等の理由により、支出すべき経費の額が確定していないときには、その経費を見積もることになります。その後、経費の額が確定した場合には、その確定した日の属する事業年度に調整することになります。

関係法令 通達

法令84, 85

(税制委員会：小林秀子、甕秀行グループ稿)

(監修：関東信越税理士会 松本支部)